

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成26年6月30日

【会社名】 東映株式会社

【英訳名】 TOEI COMPANY, LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 多田 憲之

【本店の所在の場所】 東京都中央区銀座3丁目2番17号

【電話番号】 代表 東京(3535)4641

【事務連絡者氏名】 常務取締役総務部担当 田中 誠一

【最寄りの連絡場所】 東京都中央区銀座3丁目2番17号

【電話番号】 代表 東京(3535)4641

【事務連絡者氏名】 常務取締役総務部担当 田中 誠一

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【提出理由】

当社は、平成26年6月27日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものがあります。

2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

平成26年6月27日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件

イ 株主に対する剰余金の配当に関する事項及びその総額

1株につき金4円 総額515,962,960円

ロ 効力発生日

平成26年6月30日

第2号議案 定款一部変更の件

定款一部変更の内容は次のとおりであります。

- (1) 補欠監査役を選任の効力を4年まで伸長することができることとするものであります。
- (2) 社外取締役及び社外監査役との間で責任限定契約を締結できる旨の規定を新設するものであります。
- (3) 上記変更に伴い、章数及び条数の繰り下げを行うものであります。

第3号議案 取締役15名選任の件

取締役として、岡田 剛、多田憲之、古玉國彦、鈴木武幸、田中誠一、安田健二、椎名康夫、堀田耕二、村松秀信、與田尚志、手塚 治、白倉伸一郎、早河 洋、篠原智士、野本弘文の15名を選任するものであります。

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

補欠監査役として、神村謙二を選任するものであります。

第5号議案 退任取締役に対する退職慰労金及び甲慰金贈呈の件

任期満了により取締役を退任される越村敏昭に対し退職慰労金を、また、逝去により取締役を退任された故福原英行氏に対し甲慰金（退職慰労金）を、当社所定の基準に従い相当額の範囲内において贈呈することとし、その具体的金額、贈呈の時期、方法等は、取締役会に一任するものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成(反対)割合 (%)
第1号議案 剰余金の処分の件	99,569	6,611	0	(注) 1	可決 (93.8)
第2号議案 定款一部変更の件	105,715	205	260	(注) 2	可決 (99.6)
第3号議案 取締役15名選任の件					
岡田 剛	98,776	7,324	0	(注) 3	可決 (93.0)
多田 憲之	100,324	5,776	0		可決 (94.5)
古玉 國彦	100,572	5,510	18		可決 (94.7)
鈴木 武幸	100,578	5,504	18		可決 (94.7)
田中 誠一	100,576	5,506	18		可決 (94.7)
安田 健二	100,585	5,497	18		可決 (94.7)
椎名 康夫	100,586	5,496	18		可決 (94.7)
堀田 耕二	100,588	5,494	18		可決 (94.7)
村松 秀信	100,590	5,492	18		可決 (94.7)
與田 尚志	100,590	5,492	18		可決 (94.7)
手塚 治	100,590	5,492	18		可決 (94.7)
白倉 伸一郎	100,587	5,495	18		可決 (94.7)
早河 洋	92,134	13,966	0		可決 (86.8)
篠原 智士	100,588	5,494	18		可決 (94.7)
野本 弘文	98,217	7,883	0	可決 (92.5)	
第4号議案 補欠監査役1名選任 の件				(注) 3	
神村 謙二	79,779	26,401	0		可決 (75.1)
第5号議案 退任取締役に対する 退職慰労金及び弔慰 金贈呈の件	82,314	23,864	0	(注) 1	可決 (77.5)

(注) 1. 出席した株主の議決権の過半数の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決又は否決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。